

小学5・6年対象

7月18日・19日・20日 2泊3日
吉野山・東吉野村に宿泊します

参加者募集!

第6回 吉野キッズビジネス体験塾

吉野の自然の中でビジネスを体験しよう

商品の仕入れから、ポップの作成、販売、決算など楽しく商売の基礎を勉強します。体験から社会のルールや経済のしくみ、将来の可能性を学んでいきます。

吉野の自然を知ろう・遊ぼう

吉野町・コンニャク作り
東吉野村・ふるさと村でのキャンプファイヤ
川上村・中井溪谷でのバーベキューも楽しめます

商売をするのに色々な工夫や売る楽しさや大変な事などが分かった様です。友達も出来て3日間楽しく、又和箱のはがきやおはしなども上手に作っているの驚いています。(抜粋)

絶対、普段の生活では体験できない事ばかりですので、とても嬉しいです。子供が1回も2回も大きくなったように思います。(抜粋)

子供は、もっと長い間参加したかったな...と言っていました。この様な機会を与えて頂き、親から離れ、自然の中で学校では学ぶことの体験させて頂いたことに感謝しております。(抜粋)

とても楽しい2泊3日だったようで、帰宅してからもたくさん話をしてくれました。(抜粋)

参加費

10,000円/人(食事・宿泊費・体験費用・保険料含む)

申込締切

7月4日迄(当日消印有効)参加者には後日連絡
お申込用紙をFAX:0746-32-8317又は郵送下さい。
〒639-3114 奈良県吉野郡吉野町丹治163-1
吉野地区商工会広域協議会「吉野キッズ体験塾2009」係
ホームページからもお申し込みいただけます。<http://yoshino-kids.com/>

※「募集人員」20名(先着順 定員になり次第締め切り)

募集対象

奈良県在住の小学5・6年生の方で3日間を通して塾に参加できる方
※女性スタッフもおります。

開催日時

1日目 7月18日(土) 午前10時 吉野町商工会に集合
宿泊先:吉野郡吉野町「太鼓判『花夢・花夢』」
2日目 7月19日(日) 川上村で販売体験など
宿泊先:吉野郡東吉野村「ふるさと村」
3日目 7月20日(月・祝) 昼食後 午後2時頃
吉野町商工会館で解散

後援

吉野町・川上村・上北山村・下北山村・東吉野村・
吉野町教育委員会・川上村教育委員会・上北山村
教育委員会・下北山村教育委員会・東吉野村教育
委員会
吉野町商工会・川上村商工会・
上北山村商工会・下北山村商工会・東吉野村商工会事務局
お問い合わせ吉野地区商工会広域協議会
〒639-3114 奈良県吉野郡吉野町丹治163-1
TEL.0746-34-2022 FAX.0746-32-8317
E-mail: yoshino-kouiki@yoshino.or.jp

労働保険のお知らせ

○平成21年度労働保険の年度更新の手続きが始まります。

申告・納付時期は 6/1～7/10

※なお、労働保険料等の算定方法は変わりません。

4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率 を乗じて得た額 となりま

平成21年度に限り雇用保険料率が引き下げられます。

○失業等給付に係る雇用保険料率(労使折半)を平成21年度に限り、

0.4%引下げ(1.2%→0.8%)

〔雇用保険法等の一部を改正する法律の概要〕(平成21年法律第5) 【◎は3年間の暫定措置】

非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について、

◎受給資格要件を緩和:被保険者期間 12ヶ月→6ヶ月(解雇等の離職者と同様の扱い)

◎給付日数を解雇等による離職者並に充実

○雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」を「6ヶ月以上雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大

再就職が困難な場合の支援の強化

◎解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長(例 90日の場合→150日)

安定した再就職へのインセンティブ強化

◎早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件緩和・給付率の引上げ(給付率について、30%→40%又は50%)

◎就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について

(年長フリーター層を追加)・給付率の引上げ(30%→40%)

育児休業給付の見直し

○平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置(40%→50%)を当分の間延長

○休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給

施行期日:平成21年3月31日(育児休業給付の見直しについては平成22年4月1日)

* 船員保険法についても、雇用保険法に準じた改正を行う。